

【ご案内】企業登録の際に代表者印等の押印が不要となります

2020年8月3日

日本商工会議所

本日（2020年8月3日（月））より、特定原産地証明書の企業登録における運用を変更いたしまして、代表者印等の押印が不要となりますので、以下のとおりご案内いたします。

記

1. 変更点

2020年8月3日以降、特定原産地証明書の企業登録の際、登録申請書への代表者印等の押印が不要となります。2年ごとの登録更新や社名、住所、担当者等の変更申請の際も押印不要です。

<登録申請書イメージ（変更前）>

⇒ <登録申請書イメージ（変更後）>

1/2

更新

登録申請書

No. 07361150202
作成 2016年05月31日
企業登録番号 A00030370

日本商工会議所 殿

登録申請者

(ふりがな) につしやうさんぎやう かふしきがいしいや
氏名又は名称 株式会社日商産業

〒100-0000
住所又は所在地 東京都千代田区丸の内9-8-7

(ふりがな) につしやう はちごろう
代表者の氏名等 日商 八五郎

(ふりがな) につしやう しんし
担当者の氏名 日商 伸四

〒100-0000
連絡先の住所又は所在地 東京都千代田区丸の内9-8-7

(印) (個人)

従来は代表者印（法人）または印鑑
証明書と同一印（個人）を押印

経済連携協定に基づき経済産業大臣による登録を受けたもので、同項第1号又は第2号に規定する書類を添付して申請します。
また、下記の者に対し、第一種特定原産地証明書の受給に係る手続きに関する権限を委任するとともに第一種特定原産地証明書の発給に当たり、随行規則第6条第3項の規定に基づき同者の署名の形状を印字することを依頼します。
なお、本登録の申請に当たり、随行規則第5条第2項の規定に基づき報告接收又は立入検査等に協力することに同意します。

記

1. 登録申請者の英文表記

英文表記	氏名 又は 名称	Nissho Sangyo, Inc.
	住 所	9-8-7, Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

(注1)
・押印（法人は代表者印（会社登録実印）、個人は印鑑証明書と同一印）に代えて署名しても差し支えない。
この場合、必ず本人が自署すること。

<備 考>
・本用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
・署名（サイン）をスキャナで読み取るため、裏面に印字された紙や白色でない再生紙に印刷は不可。上質紙100%が望ましい。
（スキャナで読み取れない場合は再提出していただきます。）
・印刷した全ての用紙を必ずホチキス止めしてください。

連絡事項

※本登録の申請に当たり、提出する書類の内容が全て真正であることを誓約します。

1/2

更新

登録申請書

No. 07361150202
作成 2016年05月31日
企業登録番号 A00030370

日本商工会議所 殿

登録申請者

(ふりがな) につしやうさんぎやう かふしきがいしいや
氏名又は名称 株式会社日商産業

〒100-0000
住所又は所在地 東京都千代田区丸の内9-8-7

(ふりがな) につしやう はちごろう
代表者の氏名等 日商 八五郎

(ふりがな) につしやう しんし
担当者の氏名 日商 伸四

〒100-0000
連絡先の住所又は所在地 東京都千代田区丸の内9-8-7

所属部署名
電話番号
FAX番号
E-mail

8月3日以降、印鑑不要です

経済連携協定に基づき特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則（以下「随行規則」という。）第4条の2第1項の規定に基づき経済産業大臣による登録を受けたもので、同項第1号又は第2号に規定する書類を添付して申請します。
また、下記の者に対し、第一種特定原産地証明書の受給に係る手続きに関する権限を委任するとともに第一種特定原産地証明書の発給に当たり、随行規則第6条第3項の規定に基づき同者の署名の形状を印字することを依頼します。
なお、本登録の申請に当たり、随行規則第5条第2項の規定に基づき報告接收又は立入検査等に協力することに同意します。

記

1. 登録申請者の英文表記

英文表記	氏名 又は 名称	Nissho Sangyo, Inc.
	住 所	9-8-7, Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

<備 考>
・本用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
・署名（サイン）をスキャナで読み取るため、裏面に印字された紙や白色でない再生紙に印刷は不可。上質紙100%が望ましい。
（スキャナで読み取れない場合は再提出していただきます。）
・印刷した全ての用紙を必ずホチキス止めしてください。

連絡事項

※本登録の申請に当たり、提出する書類の内容が全て真正であることを誓約します。

2. 変更対象

ステップ5 企業登録

※登録更新や変更の際も押印不要です

3. 変更日

2020年8月3日以降に印刷する申請書が対象となります

【本件担当】

日本商工会議所 国際部 特定原産地証明書担当

MAIL : tokuteico@jcci.or.jp